

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（Wi-Fiクリースタンス）

- 第6条** 本業務は、Wi-Fiクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- 第7条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができます。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

- 第8条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
(本業務における特記仕様事項を記載)

(業務内容)

- 第9条** 宮川内ダム貯水池の堆砂状況を調査し、貯水容量の算出を行い「報告様式－1」を作成し提出する。なお、算出に必要となる既存資料については貸与するので、既存資料を確認のうえ作業計画を作成するものとする。

(使用機器等)

- 第10条** 受注者は、使用する機器等については、点検・整備が十分された機器等を使用しなければならない。異常値や測定誤差が大きな著しく精度が低い機器等を使用してはならない。
- 2 受注者は、機器等の定期検査の証明書等（写し）を成果品に納品しなければならない。ただし、定期検査の対象となっていない機器等についてはこの限りではない。

(指示事項)

- 第11条** 堆砂量及び貯水容量の算出については、徳島県公共測量作業規程及び「ダムの管理例規集 平成18年版」のダムの堆砂状況調査要領（案）（以下「要領」という。）に基づき行うものとし、これによりがたい場合またはそれ以外の事項については監督員の指示によるものとする。
- 2 受注者は、測量結果が計画時横断図および前年度測量結果と著しく異なった場合において、監督員が指示したとき、再調査または再測を行わなければならない。

(数量計算等)

- 第12条** 断面積、堆砂量、貯水容量等の計算については、測量の成果に基づき監督員の指示する方法により行うものとする。

(測量船)

- 第13条** 受注者は、使用する測量船を用意しなければならない。また、測量船を使用する作業においては必ず救命胴衣を着用する等作業の安全を確保しなければならない。

(測量杭)

- 第14条** 受注者は、作業実施前に測量杭の状況を十分点検し、杭の破損・紛失・移動等を確認したときは速や

かに監督員に報告して指示を受けなければならない。また、測量杭を更新した場合には発注者が保有している杭台帳の修正、更新を行わなければならない。

(公共物の保護)

第15条 受注者は、貯水池及び河川の周辺に設置された公共物をみだりに移動または破損させてはならない。

(その他)

第16条 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督員と受注者が協議して決定するものとする。